

FX-FACTORY（店頭外国為替証拠金取引）法人口座取扱規定

第 1 条（本規定の趣旨）

1. 本規定は、法人のお客様がばんせい山丸証券株式会社（以下、「弊社」といいます。）との間で行う店頭外国為替証拠金取引『FX-FACTORY』（以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするための取り決めです。
2. 本取引の取り扱いは、「FX-FACTORY（店頭外国為替証拠金取引）取扱約款」を準用します。ただし、本規定で定めるものについては本規定を適用するものとします。

第 2 条（法人口座開設基準）

1. 弊社において本取引の口座を開設することができる法人のお客様は、以下の基準を満たしているものとします。
 - (1) 日本国内に本店が登記されている法人であること。
 - (2) 弊社の定める約款、本取引に関する各種規約及びルール等にご同意いただき、本取引の特徴やリスクを十分理解したうえで、お取引いただける法人であること。
 - (3) 口座開設にあたり、必要な書類等を全て差し入れていただいたうえで、口座名義人たる法人の印章または署名鑑を捺印していただける法人であること。
 - (4) 真正な法人情報及び取引担当者の個人情報をご登録いただける法人であること。
 - (5) 口座開設にあたり、各種書面における電子交付に承諾していただける法人であること。
 - (6) 電子メールアドレスを保有し、かつ弊社から電話または電子メールなどにて随時連絡が取れる法人であること。
 - (7) 全国銀行協会加盟の銀行口座を保有する法人であること。
 - (8) 反社会的勢力と一切、関係がない法人であること。
 - (9) 取引所または店頭外国為替証拠金取引業務を営む法人でないこと。
2. 審査の結果、弊社がふさわしくないと判断した場合には、口座の開設をお断りする場合があります。
3. 前項における口座開設可否の基準・理由等に関しては、弊社はお客様に開示いたしません。

第 3 条（取引担当者）

1. 本取引の口座を開設する法人のお客様は、本取引及び本取引に付随する行為（以下、「行為等」といいます。）について代理権を有する取引担当者を予め選任し、弊社に届け出いただきます。
2. お客様の代理人たる取引担当者は、本取引の口座名義人たる法人の役職員である自然人一名とします。また、法人代表者が取引担当者と同一であっても支障はありません。
3. 取引担当者は、以下の基準を満たしているものとします。
 - (1) 満20歳以上であること。
 - (2) 日本国に居住していること。
 - (3) 本取引の口座名義人たる法人に籍があること。
 - (4) 店頭外国為替証拠金取引に関する十分な知識があり、かつ日本語が理解できること。
 - (5) 取引担当者としての電子メールアドレスをお持ちであること。
4. 取引担当者の行為等は、全て本取引の口座名義人たる法人の行為とみなします。
5. 取引担当者の変更がある場合は、弊社に対し直ちに書面等をもって、その旨の届出をするものとします。なお、弊社が取引担当者の変更にあつては、所定の手続きを受理した時点において変更したものとみなします。

第 4 条（本取引に係る名義）

1. 本取引にあたり、登録する法人の名称及び所在地等は、登記簿謄本等に記載されたものと同一であるものとし、
2. 出金の際における弊社振込先円預金口座の名義は、本取引の口座名義人たる法人の名義と同一であるものとし、お客様が予め届け出た法人名義の銀行口座以外には、弊社より振り込みを行わないものとし、
3. 法人の名称、法人代表者、所在地、取引担当者、電子メールアドレスもしくは他の法人情報等に変更がある場合には、速やかに弊社所定の変更手続きを行っていただきます。万一、お客様が変更手続きを怠ったことによって生じた損害または損失については、お客様がその責めを負うものとし、

第 5 条（規定の変更）

1. 本規定は、法令等の変更、監督官庁の指示その他弊社の業務上の必要が生じた場合は、変更されることがあります。
2. 前項に定める変更がお客様の従来の権利を制限し、もしくはお客様に新たな義務を課すものである時には、弊社は速やかにその内容を弊社ホームページ上に掲載するものとし、また、当該変更が重要な変更である場合には書面をもってお客様に通知するものとし、
3. 前項の通知は、電子メールでの方法に代えることができるものとし、
4. お客様が、当該変更に関する異議がある場合は、当該変更が弊社ホームページ上に掲載された日（当該変更が重要な変更である場合には前 2 項に従い、当該変更の通知がお客様に到達した日になります。）から 30 日以内に弊社に申し出るものとし、この期間に異議の申出がない時は、当該変更にご同意いただいたものとみなします。
5. 前項の定めにかかわらず、当該変更が弊社ホームページ上に掲載され、または、当該変更の通知が到達した日から 30 日以内に、お客様が本取引の建玉の反対売買等以外のお取引を行った場合は、本規定の当該変更にご同意いただいたものとみなします。

以上

平成 20 年 12 月